平成２１年（フ）第９１４３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―336号
債務者　柴山　幸市
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５５号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目16番23号
債務者　加木元淑子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０１号
大阪府門真市舟田町52番３号
債務者　上田　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０６号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番23号　ハイムヤマウチ205号
債務者　岡田美代子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１５号
大阪府豊中市服部本町１丁目７番11―203号
債務者　栗本　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１６号
大阪市東淀川区瑞光３丁目６番20―201号
債務者　坂本　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２７号
大阪府東大阪市中石切町１丁目７番13号
債務者　中村　吉彦
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９号
兵庫県丹波市氷上町石生2302番地１　パサージュ石生101号
債務者　入江　久馬
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第５４２号
香川県東かがわ市中筋284番地１
債務者　赤澤　繁雄
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５２２号
香川県高松市木太町1936番地１　県営住宅札場団地401号
債務者　原田　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６３号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目２番29号
債務者　小林　城昌
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１５１３号
仙台市青葉区荒巻中央４番15号　恒産荒巻中央102
債務者　小寺　良知
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９２号
宮城県塩竈市花立町19番32号
債務者　鈴木しげ子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９３号
宮城県宮城郡利府町青山４丁目20番地１
債務者　鈴木　　亨
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２６号
仙台市宮城野区新田４丁目25番３―106号
債務者　紺野　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
茨城県つくば市小野川15番地５　宮本住宅７号
債務者　渡邉　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９４号
茨城県つくば市小野川15番地５　宮本住宅７号
債務者　渡邉　澄子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３０５号
茨城県つくば市富士見台33番地160
債務者　野口　　晃
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係